

団体信用生命保険3大疾病保障特約の
3大疾病保険金の支払の対象となる
悪性新生物に関する特則条項

アクサ生命保険株式会社

団体信用生命保険 3大疾病保障特約の 3大疾病保険金の支払の対象となる
悪性新生物に関する特則条項

(特則の適用)

第 1 条 この特則は、団体信用生命保険契約に団体信用生命保険 3大疾病保障特約（以下「3大疾病保障特約」といいます。）が付加される際または付加された後、保険契約者の申出によって、当会社の承諾を得て適用します。

(3大疾病保険金の支払の対象となる悪性新生物)

第 2 条 この特則を適用する場合、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. 3大疾病保障特約別表の表 1 に規定される悪性新生物の疾病の定義を次のとおり読み替えます。

疾病名	疾病の定義
1. 悪性新生物	厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第 3 版」中、新生物の性状を表す第 5 桁コードが次のもの / 3 . . . 悪性、原発部位 / 6 . . . 悪性、転移部位 悪性、続発部位 / 9 . . . 悪性、原発部位または転移部位の別不詳

2. 3大疾病保障特約別表の表 2 に規定される悪性新生物の分類項目および基本分類コードに、次の分類項目および基本分類コードを追加します。

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 悪性新生物	真正赤血球増加症<多血症>	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち	
	慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち	ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

(特則の解約)

第 3 条 保険契約者は、この特則のみの解約はできません。

